

令和6年門真市議会第4回定例会



議 案 書

門 真 市

第4回定例会付議事件目次

ページ

第1	承認第11号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）	1
第2	議案第76号	市道路線の認定について	22
第3	議案第77号	市道路線の変更について	23
第4	議案第78号	門真市総合計画基本構想の変更について	24
第5	議案第79号	門真住宅29棟他撤去工事請負契約の一部変更について	25
第6	議案第80号	（仮称）門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工一括請負契約の一部変更について	27
第7	議案第81号	門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定について	29
第8	議案第82号	門真市民文化会館の指定管理者の指定について	30
第9	議案第83号	門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場の指定管理者の指定について	31
第10	議案第84号	門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について	32
第11	議案第85号	門真市事務分掌条例の一部改正について	35
第12	議案第86号	門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について	37
第13	議案第87号	門真市都市公園条例等の一部改正について	58
第14	議案第88号	令和6年度門真市一般会計補正予算（第10号）	65
第15	議案第89号	令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	105
第16	議案第90号	令和6年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	111
第17	議案第91号	令和6年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	123

承認第11号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和6年度門真市一般会計補正予算（第9号）について

専決第11号

令和6年度門真市一般会計補正予算（第9号）について

令和6年度門真市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和6年度門真市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度門真市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,178千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,279,447千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月4日 専決

門真市長 宮本 一孝

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	府支出金	5,282,475	59,178	5,341,653
	3 委託金	574,859	59,178	634,037
	歳 入 合 計	78,220,269	59,178	78,279,447

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	7,749,634	62,222	7,811,856
	4 選挙費	105,182	62,222	167,404
12	予備費	62,979	△3,044	59,935
	1 予備費	62,979	△3,044	59,935
歳 出 合 計		78,220,269	59,178	78,279,447

1 総括
(歳入)

1 総括
(歳入)

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

1 5 款 府支出金
3 項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	千円 182,934	千円 59,178	千円 242,112
計	574,859	59,178	634,037

節		説	明
区 分	金 額		
4 衆議院議員総 選挙及び最高 裁判所裁判官 国民審査委託 金	千円 59,178	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金	千円

1 5 款 府支出金

3 歳 出

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官国民 審査費	千円 0	千円 62,222	千円 62,222	千円 59,178 府支出金 59,178	千円	千円	千円 3,044

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 2,443	○施策評価対象外事業 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費
3 職員手当等	12,000	
8 報償費	332	報酬 2,443
9 旅費	59	会計年度任用職員 474
11 需用費	3,027	投票所投票管理者 410
12 役務費	6,748	投票所投票立会人 698
13 委託料	24,025	開票管理者 11
14 使用料及び賃借料	1,235	開票立会人 178
18 備品購入費	12,353	期日前投票所投票管理者 249
		期日前投票所立会人 423
		職員手当等 12,000
		超過勤務手当 11,000
		管理職員特別勤務手当 1,000
		報償費 332
		不在者投票外部立会人謝礼金 327
		点字通訳者謝礼金 5
		旅費 59
		費用弁償 54
		職員普通旅費 5
		需用費 3,027
		消耗品費 1,380
		食糧費 193
		印刷製本費 482
		修繕料 972
		その他修繕料 972
		役務費 6,748
		通信運搬費 6,743
		手数料 5

2 款 総務費

2款 総務費

4項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		委託料 24,025
		各種業務委託料（費用） 23,989
		投票所物品搬入・回収業務委託料 2,500
		開票所設営・撤去業務委託料 942
		ポスター掲示場設置・撤去業務委託料 4,787
		選挙公報配布業務委託料 1,083
		投票案内状印刷・封入封緘業務委託料 1,483
		投・開票事務業務委託料 8,379
		期日前投票所設営・撤去業務委託料 267
		選挙事務機器点検・調整業務委託料 1,862
		電話交換業務委託料 152
		選挙啓発ちらし配布業務委託料 555
		期日前／不在者投票システムヘルプデスク業務委託料 218
		交通整理業務委託料 1,761
		施設等運営管理業務委託料（費用） 36
		学校警備業務委託料 36
		使用料及び賃借料 1,235
		使用料及び賃借料（物件費） 1,235
		乾式コピー借上料 22
		投票所借上料 80
		個人演説会場借上料 293
		タクシー借上料 782
		開票所借上料 58
		備品購入費 12,353
		少額物品購入費 7,073
		庁用器具費 7,073
		重要物品購入費 5,280
		庁用器具費 5,280

2 款 総務費

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	千円 105,182	千円 62,222	千円 167,404	千円 59,178	千円 0	千円 0	千円 3,044

1 2 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	62,979	△3,044	59,935				△3,044
計	62,979	△3,044	59,935	0	0	0	△3,044

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

2 款 総務費 1 2 款 予備費

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給		与		費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考 〔その他の 手当 の内容〕
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	4	—	32,610	20,706 (4.40月)	4,892	—	4,725	62,933	9,347	72,280	
	議 員	20	144,342	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,889	41,749	256,638	
	そ の 他 の 特 別 職	899	47,192	—	—	—	—	—	47,192	—	47,192	
	計	923	191,534	32,610	91,253 (4.40月)	4,892	—	4,725	325,014	51,096	376,110	
補 正 前	長 等	4	—	32,610	20,706 (4.40月)	4,892	—	4,725	62,933	9,347	72,280	
	議 員	20	144,342	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,889	41,749	256,638	
	そ の 他 の 特 別 職	776	45,223	—	—	—	—	—	45,223	—	45,223	
	計	800	189,565	32,610	91,253 (4.40月)	4,892	—	4,725	323,045	51,096	374,141	
比 較	長 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	そ の 他 の 特 別 職	123	1,969	—	—	—	—	—	1,969	—	1,969	
	計	123	1,969	—	—	—	—	—	1,969	—	1,969	

2. 一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(325) 829	484,019	2,950,866	3,049,661	6,484,546	1,249,499	7,734,045	
補 正 前	(322) 829	483,545	2,950,866	3,037,661	6,472,072	1,249,499	7,721,571	
比 較	(3) —	474	—	12,000	12,474	—	12,474	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	92,360	473,986	254,368	79,427	112,740	913,302	708,249
	補 正 前	92,360	473,986	243,368	79,427	112,740	913,302	708,249
	比 較	—	—	11,000	—	—	—	—
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	67,746	344,139	—	730	2,614	—	
	補 正 前	67,746	344,139	—	730	1,614	—	
	比 較	—	—	—	—	1,000	—	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 744	2,798,258	2,729,803	5,528,061	1,078,569	6,606,630	
補 正 前	(1) 744	2,798,258	2,717,803	5,516,061	1,078,569	6,594,630	
比 較	(-) —	—	12,000	12,000	—	12,000	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	92,360	450,887	253,653	75,509	112,740	725,892	605,689
	補 正 前	92,360	450,887	242,653	75,509	112,740	725,892	605,689
	比 較	—	—	11,000	—	—	—	—
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	67,746	341,993	—	720	2,614	—	
	補 正 前	67,746	341,993	—	720	1,614	—	
	比 較	—	—	—	—	1,000	—	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(324) 85	484,019	152,608	319,858	956,485	170,930	1,127,415	
補 正 前	(321) 85	483,545	152,608	319,858	956,011	170,930	1,126,941	
比 較	(3) —	474	—	—	474	—	474	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 員 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	—	23,099	715	3,918	—	187,410	102,560
	補 正 前	—	23,099	715	3,918	—	187,410	102,560
	比 較	—	—	—	—	—	—	—
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	—	2,146	—	10	—	—	
	補 正 前	—	2,146	—	10	—	—	
	比 較	—	—	—	—	—	—	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	474	報酬改定に伴う増減分	—		
		その他の増減分	474		
給 料	—	給与改定に伴う増減分	—		
		昇給に伴う増加分	—		
		その他の増減分	—		
職 員 手 当	12,000	制度改正に伴う増減分	—		
		その他の増減分	12,000	超過勤務手当 管理職員特別勤務手当	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	—	給与改定に伴う増減分	—	
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	12,000	制度改正に伴う増減分	—	
		その他の増減分	12,000 超過勤務手当 管理職員特別勤務手当	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	474	報酬改定に伴う増減分	—	
		その他の増減分	474	
給 料	—	給与改定に伴う増減分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	—	制度改正に伴う増減分	—	
		その他の増減分	—	

議案第76号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により次の路線を認定するにつき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

路線 番号	路 線 名	起 終 点		先 地 番	
		起	点	終	点
1-353	御堂町7号線	御堂町161番1先		御堂町182番1先	
2-961	上野口町15号線	上野口町260番2先		上野口町264番1先	
2-962	門真東20号線	岸和田4丁目1225番8先		岸和田4丁目1225番10先	
2-963	岸和田北42号線	北岸和田3丁目276番22先		北岸和田3丁目276番26先	
2-964	千石西町11号線	千石西町252番2先		千石西町252番16先	
2-965	上三ツ島東42号線	三ツ島5丁目617番4先		三ツ島5丁目605番1先	

議案第77号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更するにつき、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

路線 番号	新旧別	路 線 名	起 終 点		先 地 番
			起	点	
1-351	新	御堂町 6 号線	御堂町179番 5 先	御堂町161番 5 先	
	旧			御堂町179番 7 先	
2-881	新	岸和田北37号線	北岸和田 3 丁目 294番 3 先	北岸和田 3 丁目 293番 5 先	
	旧			北岸和田 3 丁目 294番 4 先	

議案第78号

門真市総合計画基本構想の変更について

門真市総合計画基本構想を別冊のとおり変更するにつき、門真市総合計画条例（平成29年門真市条例第27号）第5条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

昨今の社会経済情勢の変化を的確に捉え、10年先・20年先を見据えた、誇りと愛着を持てるまちづくりに向け、現在の基本構想に掲げる「まちの将来像」は継承し、本市の実情及び時勢に適合した内容へと改めるため、門真市総合計画基本構想を変更するにつき、本案を提出するものである。

議案第79号

門真住宅29棟他撤去工事請負契約の一部変更について

門真住宅29棟他撤去工事について、次のとおり請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第8号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和6年6月18日門真市議会第2回定例会において議決のあった門真住宅29棟他撤去工事請負契約について、契約金額「588,406,500円」を「606,317,800円」に改める。

参考資料

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 門真住宅29棟他撤去工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 588,406,500円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪府中央区大手前一丁目7番31号
岩田地崎建設株式会社大阪支店
執行役員支店長 畑 忠佳 |
| 5 | 完 成 期 限 | 令和7年3月31日 |

令和6年6月18日 原案可決

議案第80号

(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工
一括請負契約の一部変更について

(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業について、次のとおり請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和5年9月25日門真市議会第3回定例会において議決のあった(仮称)門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工一括請負契約について、契約金額「11,621,280,000円」を「13,130,132,110円」に改める。

参考資料

- 1 工 事 名 (仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 11,621,280,000円
- 4 契約の相手方 大阪府中央区北久宝寺町三丁目6番1号
鴻池組・教育施設研究所共同企業体
代表企業 株式会社鴻池組大阪本店
取締役専務執行役員本店長 梅本 真
- 5 完 成 期 限 令和9年3月31日

令和5年9月25日 原案可決

議案第81号

門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定について

門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザの指定管理者について、次のとおり指定するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 門真市立公民館
- (2) 門真市立門真市民プラザ

2 指定管理者となる団体

大阪市浪速区幸町二丁目3番33号
特定非営利活動法人トイボックス
代表理事 篠田 厚志

3 指定する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第82号

門真市民文化会館の指定管理者の指定について

門真市民文化会館の指定管理者について、次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

門真市民文化会館

2 指定管理者となる団体

大阪市浪速区幸町二丁目3番33号

トイボックス・大林ファシリティーズ共同事業体

代表者 特定非営利活動法人トイボックス

代表理事 篠田 厚志

3 指定する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第83号

門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場の指定管理者の指定について

門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場の指定管理者について、次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 門真市立テニスコート
- (2) 門真市立青少年運動広場

2 指定管理者となる団体

大阪府中央区上本町西一丁目2番19号
株式会社エスエスケイ
代表取締役 佐々木 恭一

3 指定する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第84号

門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の 制定について

門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例を次のように制定する
につき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

門真市立小学校及び中学校における学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の
規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるにつ
き、本条例案を提出するものである。

門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、門真市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 教職員等 教職員その他学校において給食を受ける者をいう。
- (4) 教職員等給食費 教職員等が給食を受けるに当たり負担すべき費用をいう。
- (5) 学校給食費等 学校給食費及び教職員等給食費をいう。

(学校給食の実施)

第3条 本市は、門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）に規定する学校において、学校給食を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(学校給食費の徴収等)

第4条 学校給食費は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童若しくは生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食に関するもの又は学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が同法第19条の規定による援助若しくは特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づく援助で学校給食費に関するものを受けている期間にこれらの児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る学校給食費については、これらの児童又は生徒の保護者から徴収する。

3 前項の規定により徴収する学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第5条 前条第2項の規定により徴収する学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減額)

第6条 市長は、特別の事由があると認めるときは、第4条第2項の規定により徴収する学校給食費を減額することができる。

(教職員等給食費の徴収等)

第7条 市長は、教職員等から教職員等給食費を徴収する。

2 教職員等給食費の額は、第4条第3項の規定により規則で定める学校給食費の額との均衡を考慮して規則で定める。

3 前2条の規定は、第1項の場合について準用する。この場合において、第5条中「前条第2項の規定により徴収する学校給食費」とあり、及び前条中「第4条第2項の規定により徴収する学校給食費」とあるのは、「教職員等給食費」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 第4条から前条までに定めるもののほか、学校給食費等の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食費等の徴収等に係る準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第85号

門真市事務分掌条例の一部改正について

門真市事務分掌条例（令和元年門真市条例第32号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

社会経済情勢の変化及び社会課題に対応するとともに、少子化・子育て支援対策及び公共施設等マネジメントをさらに進め、第6次総合計画を体現できる効率的・効果的な行政組織を整備するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市事務分掌条例の一部を改正する条例

門真市事務分掌条例（令和元年門真市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（企画財政部の分掌事務） 第2条 企画財政部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 （総務部の分掌事務） 第3条 総務部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) <u>市有施設、土地等の整備及び管理に係る総合調整に関すること。</u> (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 （こども部の分掌事務） 第6条 こども部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>母子保健に関すること。</u>	（企画財政部の分掌事務） 第2条 企画財政部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>市有施設、土地等の整備及び管理に係る総合調整に関すること。</u> (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 （総務部の分掌事務） 第3条 総務部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)～(7) 略 — — (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 （こども部の分掌事務） 第6条 こども部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 略 — —

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第86号

門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年門真市条例第27号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うとともに、個人番号を利用する事務の見直し等を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年門真市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)～(7) 略 別表第1（第4条関係） <table> <tr> <th>実施機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> <tr> <td>3 略</td><td></td></tr> <tr> <td>4 略</td><td></td></tr> </table>	実施機関	事務		略	3 略		4 略		(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)～(7) 略 別表第1（第4条関係） <table> <tr> <th>実施機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> <tr> <td>3 市長</td><td>門真市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成29年門真市条例第26号）附則第2項の規定による廃止前の門真市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年門真市条例第28号）による老人に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>4 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>5 略</td><td></td></tr> <tr> <td>6 略</td><td>略</td></tr> </table>	実施機関	事務		略	3 市長	門真市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成29年門真市条例第26号）附則第2項の規定による廃止前の門真市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年門真市条例第28号）による老人に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	4 削除		5 略		6 略	略
実施機関	事務																				
	略																				
3 略																					
4 略																					
実施機関	事務																				
	略																				
3 市長	門真市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成29年門真市条例第26号）附則第2項の規定による廃止前の門真市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年門真市条例第28号）による老人に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの																				
4 削除																					
5 略																					
6 略	略																				

改正後			改正前		
<u>5</u>	略		<u>7</u>	略	
<u>6</u>	略		<u>8</u>	略	
<u>7</u>	略		<u>9</u>	略	
<u>8</u>	略		<u>10</u>	略	
<u>9</u>	略		<u>11</u>	略	
<u>10</u>	略		<u>12</u>	略	
			<u>13</u>	削除	
<u>11</u>	略		<u>14</u>	略	

別表第 2（第 4 条関係）

1 別表第 1 の右欄に掲げる事務に係るもの

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

別表第 2（第 4 条関係）

1 別表第 1 の右欄に掲げる事務に係るもの

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

改正後				改正前			
			援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの				支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2	市長	門真市重度身体障害者福祉障がい者の医療費の助成に関する条例による重度障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。））、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する	2	市長	門真市重度身体障害者福祉障がい者の医療費の助成に関する条例による重度障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80

改正後				改正前			
			る給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）、門真市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「こども医療関係情報」という。）又は門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭医療関係情報」という。）であって規則で定めるものの				号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるものの
				3 市長	門真市身体障害者及び	地方税関係情報、生活保護関	

改正後				改正前			
						知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定による廃止前の門真市老人医療費の助成に関する条例による老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	3 市長	高齢者等に対する緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの		4 削除		
				5 市長	高齢者等に対する緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
	4 市長	ひとり暮らし等の高齢者に対する安否確認及び緊急連絡の手段を確保するための電話の貸与等に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの	6 市長	ひとり暮らし等の高齢者に対する安否確認及び緊急連絡の手段を確保するための電話の貸与等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの	

改正後			改正前				
5	市長	国民年金法による老齢年金等の支給を受けることができない高齢者に対する給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの	7	市長	国民年金法による老齢年金等の支給を受けることができない高齢者に対する給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	地域生活支援事業のうち、門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため（平成9年法律第123号）に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例第2条第1号に規定する日常生活用具給付等事業又は障害者自立に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域生活保険給付の支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）	8	市長	地域生活支援事業のうち、門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため（平成9年法律第123号）に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例第2条第1号に規定する日常生活用具給付等事業又は障害者自立に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域生活保険給付の支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）
7	市長	地域生活支援事業のうち、門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため（平成9年法律第123号）に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例第2条第1号に規定する日常生活用具給付等事業又は障害者自立に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域生活保険給付の支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）	9	市長	地域生活支援事業のうち、門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため（平成9年法律第123号）に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例第2条第1号に規定する日常生活用具給付等事業又は障害者自立に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域生活保険給付の支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）

改正後			改正前				
		援するため の法律に基 づく地域生 活支援事業 に係る費用 負担に關す る条例第2 条第2号に 規定する移 動支援事業 に關する事 務であって 規則で定め るもの	付等関係情報又 は障害者自立支 援給付関係情報 であって規則で 定めるもの		援するため の法律に基 づく地域生 活支援事業 に係る費用 負担に關す る条例第2 条第2号に 規定する移 動支援事業 に關する事 務であって 規則で定め るもの	付等関係情報、 障害者関係情報 又は障害者自立 支援給付関係情 報であって規則 で定めるもの	
8	市長	地域生活支 援事業のう ち、門真市 障害者の日 常生活及び 社会生活を 総合的に支 援するため の法律に基 づく地域生 活支援事業 に係る費用 負担に關す る条例第2 条第3号に 規定する日 中一時支援 事業に關す る事務であ って規則で 定めるもの	障 害 者 関 係 情 報、生活保護関 係情報、地方税 関係情報、中国 残留邦人等支援 給付等関係情 報、介護保険給 付等関係情報又 は障害者自立支 援給付関係情報 であって規則で 定めるもの	10	市長	地域生活支 援事業のう ち、門真市 障害者の日 常生活及び 社会生活を 総合的に支 援するため の法律に基 づく地域生 活支援事業 に係る費用 負担に關す る条例第2 条第3号に 規定する日 中一時支援 事業に關す る事務であ って規則で 定めるもの	地 方 税 関 係 情 報、生活保護関 係情報、 中国 残留邦人等支援 給付等関係情 報、介護保険給 付等関係情報、 障害者関係情報 又は障害者自立 支援給付関係情 報であって規則 で定めるもの
9	市長	門真市こど もの医療費 の助成に關 する条例に よるこども	生活保護関係情 報、地方税関係 情報、医療保険 給付関係情報、 児童手当法（昭	11	市長	門真市こど もの医療費 の助成に關 する条例に よるこども	地 方 税 関 係 情 報、生活保護関 係情報、医療保 険給付関係情 報

改正後		改正前	
	に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	和46年法律第73号) による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 (令和6年法律第47号) 附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給に関する情報 (以下「児童手当関係情報」という。)、門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報 (以下「重度障がい者医療関係情報」という。)		、門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報 (以下「重度障がい者医療関係情報」という。)、児童手当法 (昭和46年法律第73号) による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 (以下「児童手当関係情報」という。)
	又はひとり親家庭医療関係情報であって規則で定めるもの		又はひとり親家庭医療関係情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
10	市長	門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務で定める規則で定めるもの	12	市長	門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務で定める規則で定めるもの
		障害者関係情報、生活保護関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 、医療保険給付関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 、 <u>重度障がい者医療関係情報</u> 又は <u>こども医療関係情報</u> であって規則で定めるもの			<u>地方税関係情報</u> 、生活保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 、医療保険給付関係情報、 <u>障害者関係情報</u> 、 <u>重度障がい者医療関係情報</u> 、 <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）</u> 又は門真市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「こども医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 法別表の下欄に掲げる事務に係るもの			2 法別表の下欄に掲げる事務に係るもの		
実施機関	事務	特定個人情報	実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報（以下「公営住宅関係情報」とい	1 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所医療費、障害児	<u>地方税関係情報</u> 、 <u>障害者関係情報</u> 又は <u>障害者自立支援給付関係情報</u> であって規則で定めるもの

改正後				改正前			
		の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの	う。）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する情報（以下「改良住宅関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報、健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの			相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	
				2 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
				3 市長	身体障害者	地方税関係情	

改正後					改正前	
						福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
						報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
				4	市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるものの
						地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの
				5	市長	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
						地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、又は障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの
				6	市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴
						障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの

改正後				改正前			
					収、退院等 の請求又は 精神障害者 保健福祉手 帳の交付に 関する事務 であって規 則で定める もの		
2	市長	地方税法そ の他の地方 税に関する 法律及びこ れらの法律 に基づく条 例又は森林 環境税及び 森林環境譲 与税に關す る法律（平 成31年法律 第3号）に よる地方税 若しくは森 林環境税の 賦課徴収又 は地方税若 しくは森林 環境税に關 する調査 （犯則事件 の調査を含 む。）に關 する事務で あって規則 で定めるも の	障害者関係情 報、生活保護関 係情報、医療保 険給付関係情 報、災害対策基 本法（昭和36年 法律第223号）に よる被災者台帳 の作成に關する 情報（以下「被 災者台帳関係情 報」という。） 又は介護保険給 付等関係情報で あって規則で定 めるもの	7	市長	地方税法そ の他の地方 税に関する 法律及びこ れらの法律 に基づく条 例又は森林 環境税及び 森林環境譲 与税に關す る法律（平 成31年法律 第3号）に よる地方税 若しくは森 林環境税の 賦課徴収又 は地方税若 しくは森林 環境税に關 する調査 （犯則事件 の調査を含 む。）に關 する事務で あって規則 で定めるも の	生活保護関係情 報、医療保険給 付関係情報、介 護保険給付等関 係情報又は災害 対策基本法（昭 和36年法律第 223号）による被 災者台帳の作成 に關する情報で あって規則で定 めるもの
3	市長	公営住宅の 管理に關す る事務であ って規則	生活保護関係情 報であって規則 で定めるもの	8	市長	公営住宅法 （昭和26年 法律第193 号）による	地方税関係情 報、生活保護関 係情報又は障害 者関係情報で

改正後				改正前			
		で定めるもの			公 営 住 宅 (同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	あつて規則で定めるもの	
4	市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	被災者台帳関係情報であつて規則で定めるもの	9	市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの
				10	市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの
5	市長	改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	11	市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に	地方税関係情報であつて規則で定めるもの

改正後				改正前			
		に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの			規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの		
6	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	12	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
7	市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による	生活保護関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 、児童扶養手当関係情報、	13	市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による	生活保護関係情報、 <u>児童手当関係情報</u> 、児童扶養手当関係情報、

改正後		改正前	
	相談、支援、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付に関する情報であって規則で定めるものの		保健指導、 <u>報、子ども・子</u> 新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、 <u>産後ケア事業</u> の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの	14 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	中国残留邦人等関係情報		

改正後				改正前			
		人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	報、改良住宅関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの				
10	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの				
11	市長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	15	市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
12	市長	障害者の日常生活及び社会生活を	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税	16	市長	障害者の日常生活及び社会生活を	地方税関係情報、生活保護関係情報

改正後			改正前		
	総合的に支援するため の法律による自立支援 給付の支給又は地域生 活支援事業の実施に関 する事務であって規則 で定めるもの	関係情報、中国 残留邦人等支援 給付等関係情報、介護 保険給付等関係情報又 は障害者自立支援給 付関係情報であって規 則で定めるもの		総合的に支援するため の法律による自立支援 給付の支給又は地域生 活支援事業の実施に関 する事務であって規則 で定めるもの	____、中国 残留邦人等支援 給付等関係情報、医療 保険給付関係情報、障 害者関係情報又は介 護保険給付等関係情 報であって規則で定 めるもの
			17 市長	母子保健法による養育 医療の給付若しくは養 育医療に要する費用の 支給又は費用の徴収に 関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報、生活 保護関係情報、中国残 留邦人等支援給付等関 係情報、医療保険給付 関係情報、重度障がい 者医療関係情報、ひとり 親家庭医療関係情報又 はこども医療関係情報 であって規則で定める もの
			18 削除		
			19 市長	児童扶養手当法による 児童扶養手当の支給に 関する事務であって規 則で定めるもの	生活保護関係情報であ って規則で定めるもの
			20 市長	特別児童扶養手当等の 支給に関する法律によ る特別児童扶養手当の	生活保護関係情報であ って規則で定めるもの

改正後		改正前	
			支給に関する事務であって規則で定めるものの
	21 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるものの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条關係）

別表第1の右欄に掲げる事務に係るもの

情報照会 実施機関	事務	情報提供 実施 機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助費の支給に關する事務であつて規則で定めるもの	市長	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） <u>第7条</u> に規定する事項、 <u>生活保護關係情報又は地方税關係情報</u> であつて規則で定めるもの

別表第3（第5条關係）

別表第1の右欄に掲げる事務に係るもの

情報照会 実施機関	事務	情報提供 実施 機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助費の支給に關する事務であつて規則で定めるもの	市長	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） <u>第7条第4号</u> に規定する事項（以下「 <u>住民票關係情報</u> 」という。）、 <u>地方税關係情報又は生活保護關係情報</u> であつて規則で定めるもの

第2条 門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 2 （第 4 条関係）			別表第 2 （第 4 条関係）		
1 略			1 略		
2 法別表の下欄に掲げる事務に係るもの			2 法別表の下欄に掲げる事務に係るもの		
実施機関	事務	特定個人情報	実施機関	事務	特定個人情報
〃 略			〃 略		
7 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略	7 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収	略
〃 略			〃 略		
			に関する事務であって規則で定めるもの		

改正後	改正前

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和7年4月1日
- (2) 第1条中第2条の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

議案第87号

門真市都市公園条例等の一部改正について

門真市都市公園条例（昭和53年門真市条例第6号）等の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

都市公園、道路及び法定外公共物に係る占用料について見直しを行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市都市公園条例等の一部を改正する条例

(門真市都市公園条例の一部改正)

第1条 門真市都市公園条例(昭和53年門真市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第3（第11条関係）				別表第3（第11条関係）			
占用物件		単位	占用料の額	占用物件		単位	占用料の額
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	略	1本につき1年	略	電柱、電線	略	1本につき1年	略
	第三種電話柱		5,300		第三種電話柱		5,200
	略		略		略		略
	略			略			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,800	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,700	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,800	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,700		
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	99
	略		略		略		略
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		220		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		210
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		290		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		280
	略		略		略		略
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,000		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		990
	略		略		略		略
	外径が1メー		2,900		外径が1メー		2,800

改正後					改正前				
		トル以上のもの					トル以上のもの		
看板その他これらに類する物件	看板（電柱及び電柱に添架された広告物に限る。以下同じ。）	一時表示面積的に1平方メートルにつき1月		340	看板（電柱及び電柱に添架された広告物に限る。以下同じ。）	突出看板表示面積1平方メートルにつき1年		6,300	
		表示面積1平方メートルにつき1年							
		表示面積1平方メートルにつき1年							
		表示面積1平方メートルにつき1年							
		工事用板囲、足場その他の工事用施設	占用面積1平方メートルにつき1月	340			工事用板囲、足場その他の工事用施設	占用面積1平方メートルにつき1月	900
備考 略					備考 略				

（門真市道路占用料徴収条例の一部改正）

第2条 門真市道路占用料徴収条例（平成8年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料の額	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料の額
	略	1本につき1年	略		略	1本につき1年	略
	第三種電話柱		5,300		第三種電話柱		5,200
	略		略		略		略
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,800	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,700
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	4,800		その他のもの		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	外径が0.07	長さ1	100	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	外径が0.07	長さ1	99

改正後				改正前			
条第1項第2号に掲げる物件	メートル未満のもの	メートルにつき1年		条第1項第2号に掲げる物件	メートル未満のもの	メートルにつき1年	
	略		略	略	略		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		220	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	210		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		290	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	280		
	略		略	略	略		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,000	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	990		
	略		略	略	略		
	外径が1メートル以上のもの		2,900	外径が1メートル以上のもの	2,800		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	1,700	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	6,000
	地下に設ける通路	1,000	地下に設ける通路		3,000		
道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板（電柱及び電話柱に添架された広告物に限る。以下同じ。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板（電柱及び電話柱に添架された広告物に限る。以下同じ。）	突出看板	表示面積1平方メートルにつき1年
			表示面積1平方メートルにつき1年			巻付看板	
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設		占用面積1平方メートルにつき1月	340	道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設		占用面積1平方メートルにつき1月	900

改正後	改正前
備考 略	備考 略

(門真市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 門真市法定外公共物管理条例（平成16年門真市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
占用物件		単位	占用料の額	占用物件		単位	占用料の額
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	略	1本につき1年	略	電柱、電線、 、公衆電話所、通路橋その他これらに類する工作物	略	1本につき1年	略
	第三種電話柱		5,300		第三種電話柱		5,200
	略		略		略		略
	略				略		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,800		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,700
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,800		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,700
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	99
	略		略		略		略
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		220		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		210
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		290		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		280

改正後					改正前				
	略			略		略			略
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの					外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			
	略					略			
	外径が1メートル以上のもの					外径が1メートル以上のもの			
通路橋その他これらに類する施設			占用面積	1,000					
			1平方メートル						
			につき1年						
看板その他これらに類する物件	看板（電柱及び電柱に添架された広告物に限る。以下同じ。）	一時表示面積	340	看板（電柱及び電柱に添架された広告物に限る。以下同じ。）	突出看板表示面積	1平方メートル			6,300
		的に1平方メートル				1平方メートル			
		につき1月				1平方メートル			
		表示面積				1平方メートル			
		1平方メートル				1平方メートル			
		につき1年				1平方メートル			
工事用板囲、足場その他の工事用施設			占用面積	340	工事用板囲、足場その他の工事用施設			占用面積	900
			1平方メートル					1平方メートル	
			につき1月					につき1月	
備考 略					備考 略				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の門真市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける占用物件に係る占用料から適用し、同日前に許可を受けた占用物件に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の門真市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける占用物件に係る占用料から適用し、同日前に許可を受けた占用物件に係る占用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の門真市法定外公共物管理条例別表の規定は、この条例の

施行の日以後に許可を受ける占有物件に係る占有料から適用し、同日前に許可を受けた占有物件に係る占有料については、なお従前の例による。

議案第88号

令和6年度門真市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度門真市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440,737千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,720,184千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12	分担金及び負担金	56,983	62	57,045
	1 負担金	56,983	62	57,045
14	国庫支出金	23,486,388	214,468	23,700,856
	1 国庫負担金	14,482,604	201,557	14,684,161
	2 国庫補助金	8,961,786	12,911	8,974,697
15	府支出金	5,341,653	40,265	5,381,918
	1 府負担金	3,580,048	34,044	3,614,092
	2 府補助金	1,127,568	6,221	1,133,789
18	繰入金	3,727,484	80,000	3,807,484
	1 基金繰入金	3,727,484	80,000	3,807,484
19	諸収入	531,737	122,942	654,679
	5 雑入	490,482	122,942	613,424
20	市債	9,930,214	△17,000	9,913,214
	1 市債	9,930,214	△17,000	9,913,214
歳 入 合 計		78,279,447	440,737	78,720,184

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	7,811,856	△5,594	7,806,262
	1 総務管理費	6,734,314	△9,498	6,724,816
	3 戸籍住民基本台帳費	334,419	3,904	338,323
3	民生費	35,147,622	349,748	35,497,370
	1 社会福祉費	13,778,235	18,303	13,796,538
	2 児童福祉費	8,649,856	38,703	8,688,559
	3 生活保護費	10,990,129	234,549	11,224,678
	4 国民健康保険費	1,729,402	58,193	1,787,595
4	衛生費	4,200,102	65,036	4,265,138
	1 保健衛生費	1,622,353	65,036	1,687,389
9	教育費	9,371,314	29,822	9,401,136
	1 教育総務費	4,531,408	36,748	4,568,156
	2 小学校費	822,820	△18,648	804,172
	4 幼稚園費	120,866	2,018	122,884
	5 社会教育費	2,558,274	9,704	2,567,978
12	予備費	59,935	1,725	61,660
	1 予備費	59,935	1,725	61,660
歳 出 合 計		78,279,447	440,737	78,720,184

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
庁舎本館非常用発電機設備設置工事実施 設計業務委託	令和6年度 ） 令和7年度	千円 9,498
個人番号カード臨時窓口設置業務委託	令和7年度	46,618
市民文化会館指定管理委託	令和6年度 ） 令和11年度	723,899
市民公益活動支援センター指定管理委託 (6)	令和6年度 ） 令和7年度	17,865
千石西町住宅第4期新築工事 (工期延長分)	令和7年度	5,627
(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫 校給食棟備品調達事業	令和6年度 ） 令和7年度	104,225
(仮称)市立生涯学習複合施設設計変更 業務委託	令和7年度	24,000
門真市民プラザ等指定管理委託(3)	令和6年度 ） 令和7年度	152,256
テニスコート・青少年運動広場指定管理 委託(3)	令和6年度 ） 令和11年度	45,200

変 更

事 項	変 更 前	
	期 間	限 度 額
旧北小学校解体工事監理業務委託	令和 6 年度	千円
	）	8,683
	令和 7 年度	
旧北小学校解体工事	令和 6 年度	
	）	598,130
	令和 7 年度	
泉町・松葉町地区老朽建築物等補償費	令和 6 年度	
	）	890,120
	令和 7 年度	

変 更 後	
期 間	限 度 額
令和 6 年度	千円
〽	13, 054
令和 8 年度	
令和 6 年度	
〽	496, 902
令和 8 年度	
令和 6 年度	
〽	1, 760, 000
令和 8 年度	

第3表 地方債補正
変更

起 債 の 目 的	補正前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
公 共 施 設 等 整 備	千円 1,629,300	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ30 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
学 校 教 育 施 設 等 整 備	2,822,500			
計	4,451,800			

補正後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
千円			
1,630,800	普 通 貸 借	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共	5年以内据置かつ30 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方 法で償還する。
2,804,000	又 は 証 券 発 行	団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
4,434,800			

1 総括
(歳入)

-74-

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

1 2 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 衛生費負担金	41	62	103
計	56,983	62	57,045

1 4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	14,235,137	198,286	14,433,423
2 衛生費国庫負担金	221,190	3,271	224,461
計	14,482,604	201,557	14,684,161

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	2,038,956	4,713	2,043,669
------------	-----------	-------	-----------

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費負担金	千円 62	未熟児養育医療負担金 千円

1 生活保護費等負担金	175,911	医療扶助費等負担金
24 児童扶養手当負担金	11,139	児童扶養手当負担金
90 国民健康保険事業費負担金	11,236	保険基盤安定負担金（保険者支援分） 11,073 産前産後保険料負担金 163
1 未熟児養育医療給付負担金	3,271	未熟児養育医療給付負担金

6 個人番号カード交付事務費補助金	3,904	個人番号カード交付事務費補助金
18 デジタル基盤改革支援補助金	809	デジタル基盤改革支援補助金

1 2 款 分担金及び負担金 1 4 款 国庫支出金

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 419,533	千円 5,588	千円 425,121
3 衛生費国庫補助金	77,221	2,610	79,831
計	8,961,786	12,911	8,974,697

1 5 款 府支出金
1 項 府負担金

1 民生費府負担金	3,564,843	32,408	3,597,251
2 衛生費府負担金	2,067	1,636	3,703
計	3,580,048	34,044	3,614,092

節		説	明
区 分	金 額		
2 子ども・子育て支援交付金	千円 2,508	子ども・子育て支援交付金	千円
19 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	308	母子家庭等対策総合支援事業費補助金	
33 障害者総合支援事業費補助金	2,772	障がい者総合支援事業費補助金	
4 子ども・子育て支援交付金	2,610	子ども・子育て支援交付金	

90 国民健康保険事業費負担金	32,408	保険基盤安定負担金（保険料軽減分） 保険基盤安定負担金（保険者支援分） 産前産後保険料負担金	26,790 5,537 81
1 未熟児養育医療給付負担金	1,636	未熟児養育医療給付負担金	

1 4 款 国庫支出金 1 5 款 府支出金

1 5 款 府支出金
2 項 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費府補助金	千円 621,670	千円 5,569	千円 627,239
3 衛生費府補助金	35,289	652	35,941
計	1,127,568	6,221	1,133,789

1 8 款 繰入金
1 項 基金繰入金

10 財政調整基金繰入金	590,000	80,000	670,000
計	3,727,484	80,000	3,807,484

1 9 款 諸収入
5 項 雑入

2 雑入	489,753	122,942	612,695
計	490,482	122,942	613,424

節		説	明
区 分	金 額		
13 ひとり親家庭 医療助成補助 金	千円 4,942	ひとり親家庭医療助成補助金	千円
31 子ども・子育て 支援交付金	627	子ども・子育て支援交付金	
5 子ども・子育て 支援交付金	652	子ども・子育て支援交付金	

1 財政調整基金 繰入金	80,000	財政調整基金繰入金	

51 精算金	12,225	令和5年度後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金	
99 雑入	110,717	くすのき広域連合清算還付金	101,744
		四條畷市環境センター運転管理負担金精算金	7,746
		過年度施設型給付費返還分	1,227

15款 府支出金 18款 繰入金 19款 諸収入

20款 市債
1項 市債

目	補正前の額	補正額	計
1 総務債	千円 163,200	千円 △7,200	千円 156,000
6 教育債	4,229,200	△9,800	4,219,400
計	9,930,214	△17,000	9,913,214

節		説	明
区 分	金 額		
3 緊急防災・減災事業債	千円 △7,200	庁舎設備整備事業債	千円
8 緊急防災・減災事業債	△18,500	速見小学校屋内運動場空調設置他工事事業債	△6,800
		門真みらい小学校屋内運動場空調設置他工事事業債	△7,900
		大和田小学校屋内運動場屋上防水改修他工事事業債	△3,800
16 公共施設等適正管理推進事業債	8,700	(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業債	

20款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,109,034	千円 △9,498	千円 5,099,536	千円	千円 △7,200 市債 △7,200	千円	千円 △2,298
計	6,734,314	△9,498	6,724,816	0	△7,200	0	△2,298

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	334,419	3,904	338,323	3,904 国庫支出金 3,904			
計	334,419	3,904	338,323	3,904	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	8,561,076	7,967	8,569,043	2,772 国庫支出金 2,772			5,195
-----------	-----------	-------	-----------	-------------------------	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 △9,498	千円 ○施策評価対象外事業 市役所庁舎等整備事業 △9,498 委託料 △9,498 各種業務委託料（資産） △9,498 非常用発電機等設置工事実施設計業務委託料 △9,498

13 委託料	3,904	○効率的・効果的な行政運営 個人番号カード臨時窓口設置事業 3,904 委託料 3,904 各種業務委託料（費用） 3,904 個人番号カード臨時窓口設置業務委託料 3,904

13 委託料	7,967	○障がい児（者）等への支援 障がい者等支援給付事業 5,544 委託料 5,544 各種業務委託料（費用） 5,544 障がい者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託料 5,544 ○施策評価対象外事業 庶務関連事務（健康保険課） 2,423 委託料 2,423
--------	-------	--

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 ひとり親家庭医療助成費	107,770	9,885	117,655	4,942 府支出金 4,942			4,943
8 後期高齢者医療費	2,177,423	451	2,177,874				451
計	13,778,235	18,303	13,796,538	7,714	0	0	10,589

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	698,131	4,357	702,488	3,443 国庫支出金 2,816 府支出金 627			914
-----------	---------	-------	---------	--	--	--	-----

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		各種業務委託料（費用） 2,423
		機構改革関連業務委託料 2,423
20 扶助費	9,885	○子育て世帯への支援 ひとり親家庭医療助成事業 9,885 扶助費 9,885 ひとり親家庭医療公費負担 9,885
28 繰出金	451	○健康保険制度の適正な運営 後期高齢者医療事業 451 繰出金 451 他会計への繰出金 451 事務費繰出金 451

11 需用費	80	○子育て世帯への支援 ひとり親自立支援事業 412
13 委託料	3,845	
		扶助費 412
20 扶助費	412	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 212 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 200
23 償還金利子及び割引料	20	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業 3,925 需用費 80 印刷製本費 80 委託料 3,845 各種業務委託料（費用） 3,845 家庭児童相談システム業務委託料 3,845 ○母子保健の充実

3 款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童措置費	6,593,146	34,346	6,627,492	11,139 国庫支出金 11,139			23,207
計	8,649,856	38,703	8,688,559	14,582	0	0	24,121

3 款 民生費

3 項 生活保護費

2 扶助費	10,162,872	234,549	10,397,421	175,911 国庫支出金 175,911			58,638
-------	------------	---------	------------	-----------------------------	--	--	--------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		こんにちは赤ちゃん事業 20 償還金利子及び割引料 20 過年度過誤納還付 20 令和5年度子ども子育て支援交付金国庫補助金返還金 20
20 扶助費	33,418	○施策評価対象外事業
23 償還金利子及 び割引料	928	児童扶養手当支給事業 33,418 扶助費 33,418 児童扶養手当費 33,418 児童手当支給事業 7 償還金利子及び割引料 7 過年度過誤納還付 7 令和5年度児童手当国庫負担金返還金 7 ○施策評価対象外事業 施設型給付事務 921 償還金利子及び割引料 921 過年度過誤納還付 921 子どものための教育・保育給付費国庫負担金過年度分返還金 614 子どものための教育・保育給付費府費負担金過年度分返還金 307

20 扶助費	234,549	○施策評価対象外事業
		生活保護給付事業 234,549
		扶助費 234,549

3 款 民生費

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	10,990,129	234,549	11,224,678	175,911	0	0	58,638

3 款 民生費

4 項 国民健康保険費

1 国民健康保 険費	1,729,402	58,193	1,787,595	43,644			14,549
				国庫支出金			
				11,236			
				府支出金			
				32,408			
計	1,729,402	58,193	1,787,595	43,644	0	0	14,549

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1 保健衛生総 務費	545,748	36,857	582,605	8,978		62	27,817
				国庫支出金		分担金及び	
				6,690		負担金	
				府支出金		62	
				2,288			

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		生活保護法の規定による扶助費 234,549

28 繰出金	58,193	○施策評価対象外事業
		国民健康保険事業特別会計繰出金事務 58,193
		繰出金 58,193
		他会計への繰出金 58,193
		保険基盤安定分（保険料軽減分） 35,720
		保険基盤安定分（保険者支援分） 22,147
		産前産後保険料分 326

11 需用費	1,607	○子育て世帯への支援
12 役務費	2	未熟児養育医療給付事業 5,602
13 委託料	3,311	役務費 2
20 扶助費	5,600	手数料 2
23 償還金利子及び割引料	26,337	扶助費 5,600
		未熟児養育医療公費負担 5,600
		母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業 4,109
		需用費 1,607
		消耗品費 30
		印刷製本費 1,577
		委託料 2,502

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 予防費	717,066	28,179	745,245				28,179

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		各種業務委託料（費用） 2,502
		案内看板作成業務委託料 2,502
		○母子保健の充実
		妊婦健康診査公費負担事業 1,311
		償還金利子及び割引料 1,311
		過年度過誤納還付 1,311
		令和5年度母子保健衛生費国庫補助金返還金 1,311
		妊娠・出産包括支援事業 967
		償還金利子及び割引料 967
		過年度過誤納還付 967
		令和5年度子ども子育て支援交付金国庫補助金返還金 276
		令和5年度母子保健衛生費国庫補助金返還金 691
		出産・子育て応援給付金給付事業 24,059
		償還金利子及び割引料 24,059
		過年度過誤納還付 24,059
		令和4年度出産・子育て応援交付金返還金 8,106
		令和5年度出産・子育て応援交付金返還金 15,953
		○施策評価対象外事業
		庶務関連事務（健康増進課） 809
		委託料 809
		各種業務委託料（費用） 809
		健康管理システム標準化対応業務委託料 809
23 償還金利子及び割引料	28,179	○生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策
		健診・各種がん検診等事業 45
		償還金利子及び割引料 45
		過年度過誤納還付 45
		令和5年度感染症予防事業費等補助金返還金 45
		予防接種事業 3,661

4 款 衛生費

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,622,353	65,036	1,687,389	8,978	0	62	55,996

9 款 教育費

1 項 教育総務費

3 教育振興費	491,121	36,748	527,869				36,748
計	4,531,408	36,748	4,568,156	0	0	0	36,748

9 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	822,820	△18,648	804,172		△18,500 市債 △18,500		△148
---------	---------	---------	---------	--	--------------------------	--	------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		償還金利子及び割引料 3,661
		過年度過誤納還付 3,661
		令和5年度感染症予防事業費等補助金返還金 3,661
		新型コロナウイルスワクチン接種事業 24,473
		償還金利子及び割引料 24,473
		過年度過誤納還付 24,473
		令和4年度接種対策費負担金返還金 4,421
		令和5年度接種体制確保事業費国庫補助金返還金 20,052

11 需用費	36,748	○学校教育の推進
		教育課程事業 36,748
		需用費 36,748
		消耗品費 36,748

13 委託料	△18,648	○学校施設と教育環境の充実
		小学校施設整備事業 △18,648
		委託料 △18,648
		各種業務委託料（資産） △18,648
		速見小学校屋内運動場空調設置他工事実施設計業務委託料
		△6,839

4 款 衛生費 9 款 教育費

9 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	822,820	△18,648	804,172	0	△18,500	0	△148

9 款 教育費

4 項 幼稚園費

1 幼稚園管理費	61,926	2,018	63,944				2,018
計	120,866	2,018	122,884	0	0	0	2,018

9 款 教育費

5 項 社会教育費

1 社会教育総務費	2,207,074	9,704	2,216,778		8,700 市債 8,700		1,004
計	2,558,274	9,704	2,567,978	0	8,700	0	1,004

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		門真みらい小学校屋内運動場空調設置他工事実施設計業務委託料 △7,916
		大和田小学校屋内運動場屋上防水改修他工事実施設計業務委託料 △3,893

13 委託料	2,018	○就学前教育・保育の充実
		公立幼稚園運営事業 2,018
		委託料 2,018
		各種業務委託料（費用） 2,018
		備品等運搬業務委託料 1,249
		産業廃棄物処理業務委託料 769

13 委託料	9,704	○地域教育環境の充実
		（仮称）市立生涯学習複合施設建設事業 9,704
		委託料 9,704
		各種業務委託料（資産） 9,704
		（仮称）市立生涯学習複合施設設計変更業務委託料
		9,704

9 款 教育費

1 2 款 予備費
1 項 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 59,935	千円 1,725	千円 61,660	千円	千円	千円	千円 1,725
計	59,935	1,725	61,660	0	0	0	1,725

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 2 款 予備費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一般財源
旧北小学校解体工事監理業務委託	千円 13,054	-	-	令和6年度 ～ 令和8年度	千円 13,054	-	千円 11,700	-	千円 1,354
旧北小学校解体工事	496,902	-	-	令和6年度 ～ 令和8年度	496,902	-	447,200	-	49,702
泉町・松葉町地区老朽建築物等補償費	1,760,000	-	-	令和6年度 ～ 令和8年度	1,760,000	248,451	1,170,900	-	340,649
庁舎本館非常用発電機設備設置工事实設計業務委託	9,498	-	-	令和6年度 ～ 令和7年度	9,498	-	7,200	-	2,298
個人番号カード臨時窓口設置業務委託	46,618	-	-	令和7年度	46,618	46,618	-	-	-
市民文化会館指定管理委託	723,899	-	-	令和6年度 ～ 令和11年度	723,899	-	-	-	723,899
市民公益活動支援センター指定管理委託（6）	17,865	-	-	令和6年度 ～ 令和7年度	17,865	-	-	-	17,865
千石西町住宅第4期新築工事 （工期延長分）	5,627	-	-	令和7年度	5,627	2,813	2,800	-	14
（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校給食棟備品調達事業	104,225	-	-	令和6年度 ～ 令和7年度	104,225	-	-	-	104,225
（仮称）市立生涯学習複合施設設計変更業務委託	24,000	-	-	令和7年度	24,000	-	21,600	-	2,400
門真市民プラザ等指定管理委託（3）	152,256	-	-	令和6年度 ～ 令和7年度	152,256	-	-	-	152,256
テニスコート・青少年運動広場指定管理委託（3）	45,200	-	-	令和6年度 ～ 令和11年度	45,200	-	-	-	45,200

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普 通 債	30,061,707	31,827,794	9,692,800	2,758,986	38,761,608
(1) 総 務 債	6,125,076	5,506,741	175,900	724,377	4,958,264
(2) 民 生 債	1,759,797	1,655,275	270,300	236,773	1,688,802
(3) 衛 生 債	1,966,619	2,518,707	27,900	259,572	2,287,035
(4) 商 工 債	—	8,600	—	—	8,600
(5) 土 木 債	4,159,623	2,937,370	286,100	541,835	2,681,635
(6) 公 営 住 宅 債	10,135,646	12,631,139	4,673,700	524,308	16,780,531
(7) 消 防 債	45,556	62,957	41,700	4,954	99,703
(8) 教 育 債	5,869,390	6,507,005	4,217,200	467,167	10,257,038
2. 災 害 復 旧	7,826	6,713	—	1,112	5,601
(1) 衛 生 債	6,688	5,738	—	950	4,788
(2) 土 木 債	1,138	975	—	162	813
3. そ の 他	22,006,172	20,246,587	220,414	2,023,156	18,443,845
(1) 減 税 補 て ん 債	93,629	48,225	—	27,716	20,509
(2) 臨時財政対策債	21,758,643	20,044,462	220,414	1,986,430	18,278,446
(3) 減 収 補 て ん 債	153,900	153,900	—	9,010	144,890
合 計	52,075,705	52,081,094	9,913,214	4,783,254	57,211,054

議案第89号

令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和6年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入予算の総額14,903,070千円の範囲内で更正し、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	2,690,467	△58,193	2,632,274
	1 国民健康保険料	2,690,467	△58,193	2,632,274
6	繰入金	1,745,547	58,193	1,803,740
	1 一般会計繰入金	1,729,402	58,193	1,787,595
歳入合計		14,903,070	0	14,903,070

1 総括
(歳入)

-107-

2 歳 入

1 款 国民健康保険料

1 項 国民健康保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	千円 2,689,949	千円 △58,193	千円 2,631,756
計	2,690,467	△58,193	2,632,274

6 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,729,402	58,193	1,787,595
計	1,729,402	58,193	1,787,595

節		説	明
区 分	金 額		
1 医療給付費分 現年度分	千円 △22,345	現年度分	千円
3 介護納付金分 現年度分	△10,491	現年度分	
5 後期高齢者支 援金分現年度 分	△25,357	現年度分	

1 保険基盤安定 繰入金（保険 料軽減分）	35,720	保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）
2 保険基盤安定 繰入金（保険 者支援分）	22,147	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）
12 産前産後保険 料繰入金	326	産前産後保険料繰入金

国民健康保険事業特別会計

議案第90号

令和6年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度門真市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ451千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,249,209千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	557,751	451	558,202
	1 一般会計繰入金	557,751	451	558,202
	歳入合計	2,248,758	451	2,249,209

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	54,734	451	55,185
	1 総務管理費	47,906	451	48,357
	歳 出 合 計	2,248,758	451	2,249,209

1 総括
(歳入)

-114-

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 事務費繰入金	千円 49,787	千円 451	千円 50,238
計	557,751	451	558,202

節		説 明
区 分	金 額	
1 事務費繰入金	千円 451	事務費繰入金 千円

後期高齢者医療事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 47,906	千円 451	千円 48,357	千円	千円	千円 451 繰入金 451	千円
計	47,906	451	48,357	0	0	451	0

節		説	明
区 分	金 額		
27 公課費	千円 451	○健康保険制度の適正な運営	千円
		後期高齢者医療事業	451
		公課費	451
		消費税及び地方消費税	451

後期高齢者医療事業特別会計

議案第91号

令和6年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261,518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,535,154千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	諸収入	595	261,518	262,113
	3 雑入	544	261,518	262,062
歳 入 合 計		14,273,636	261,518	14,535,154

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	基金積立金	60,232	261,518	321,750
	1 基金積立金	60,232	261,518	321,750
歳 出 合 計		14,273,636	261,518	14,535,154

1 総括
(歳入)

-126-

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

7 款 諸収入

3 項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 雑入	98	261, 518	261, 616
計	544	261, 518	262, 062

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	千円 261,518	くすのき広域連合保険料清算還付金 千円

介護保険事業特別会計

3 歳 出

4 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 介護給付費 等準備基金 積立金	千円 60,232	千円 261,518	千円 321,750	千円	千円	千円 261,518 諸収入 261,518	千円
計	60,232	261,518	321,750	0	0	261,518	0

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	千円 261,518	千円 ○施策評価対象外事業 介護給付費等準備基金積立事業 261,518 積立金 261,518 特定目的基金（固定資産） 261,518 基金積立金 261,518

介護保険事業特別会計